

(証券コード 4406)

平成28年6月7日

株 主 各 位

京都市伏見区葭島矢倉町13番地

**新日本理化株式会社**

代表取締役社長 藤本 万太郎

## 第144回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第144回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 京都市伏見区葭島矢倉町13番地  
当社本店会議室

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第144期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第144期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                     |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件   |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件            |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件         |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件          |

#### 4. 議決権行使についてのご案内

##### (1) 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

##### (2) 電磁的方法（インターネット）による議決権行使

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ画面の案内に従って、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権の行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（39頁から40頁まで）をご確認くださいませようお願い申し上げます。

※議決権行使を重複してなされた場合のお取り扱い

①書面による議決権の行使と電磁的方法（インターネット）による議決権の行使を重複して行われた場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権の行使を有効なものといたします。

②電磁的方法（インターネット）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権の行使を有効なものといたします。

以 上

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際してご提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nj-chem.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ・連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」
- ・連結計算書類「連結注記表」
- ・計算書類「株主資本等変動計算書」
- ・計算書類「個別注記表」

したがって、本招集ご通知添付書類は、監査役および会計監査人がそれぞれ監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nj-chem.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 事業報告 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績や雇用環境の改善など、緩やかに持ち直す動きも一部みられたものの、中国や新興国向けの輸出が落ち込んだほか、消費者の節約志向の高まりから個人消費も弱い状態が続くなど、景気は横ばいの状態で推移しました。また、世界経済におきましては、米国景気が好調を維持した一方、中国や資源価格下落の影響を受けた新興国での景気減速や欧州での地政学リスクの高まりなど、先行きへの懸念材料が目立つ状況となりました。

このような環境のなか、当社グループにおきましては、原料調達費用の低減やグループ全体での経費削減の取り組みなど、収益力の向上に努めるとともに、新製品の拡販を推進しました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は、278億8千4百万円（前期比7.9%減）となり、損益面では、営業利益3億4千6百万円（前期比204.2%増）、経常利益3億7千6百万円（前期比31.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9千7百万円（前期比69.5%減）となりました。

なお、当期末の配当につきましては、厳しい収益環境を勘案して、誠に遺憾ではございますが、見送らせていただきたく存じます。株主の皆様には誠に申し訳なく、衷心よりお詫び申し上げます。

#### 事業別の状況

事業別の状況は次のとおりであります。

##### [化学製品事業]

オレオケミカル製品では、医薬・化粧品向けグリセリンの販売が堅調に推移した一方、繊維油剤向け油脂誘導体の販売が落ち込み、油脂製品の売上高は前年を下回りました。また、界面活性剤向け高級アルコールの販売が低調だったことなどにより、アルコール製品の売上高は前年を下回りました。

可塑剤は、住宅関連資材向けの需要回復の動きが依然として鈍いものの、自動車用途の販売が好調に推移しました。この結果、販売数量は微増となりましたが、原油安に伴う製品価格の下落により、売上高は前年を大きく下回りました。

機能性化学品は、自動車用途の油剤の販売が好調に推移したほか、新規開発品である特殊油剤、医薬中間体、水素化製品の売上が伸長しました。

樹脂原料製品は、国内では、自動車用途の需要が順調に推移したこと、また、競合する輸入品からのシェア奪回が奏功したことにより、販売数量を伸ばしました。一方、輸出におきましては、中国での需要が低迷したものの、他地域への拡販が進んだ結果、販売数量は前年並みを維持しました。しかしながら、原油安および世界的な供給過剰による製品価格の下落により、売上高は前年を下回りました。

樹脂添加剤は、国内での需要が順調に推移したほか、輸出においても新製品の拡販が進んだため、販売数量・売上高ともに前年より増加しました。

以上の結果、化学製品事業の売上高は252億2千3百万円（前期比7.9%減）となりましたが、原料価格低減に向けた取り組みの効果もあり、営業利益は3億1千1百万円（前期比200.6%増）となりました。

#### [その他事業]

その他事業におきましては、新規ユーザーの獲得などにより、業務用・車両用洗剤の販売が前年を大きく上回りました。一方、商社部門では、樹脂添加剤などが販売を伸ばしたものの、住宅関連資材用途の需要低迷による可塑剤の落ち込みを補うには至らず、前年を下回る結果となりました。

以上の結果、その他事業の売上高は26億6千万円（前期比8.3%減）、営業利益は3千2百万円（前期比129.4%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は3億2千3百万円でありまして、主なものは川崎工場の生産制御システムの更新によるものであります。

なお、所要資金は自己資金および借入金で賄いました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、自己資金および金融機関からの借入金により、所要資金を賄いました。

なお、当連結会計年度末の有利子負債の合計残高は、前連結会計年度末に比べて、17億9千8百万円減少し、96億6千8百万円となりました。

## (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、年明け以降の株式・為替市場の動揺が企業業績に与える影響が不安視されるほか、個人消費回復の兆しがみえないなど、先行き不透明な状況であり、海外経済についても、中国や新興国での景気低迷が続くことが懸念されます。また、当社グループの属する化学業界は、原油価格の動向がみえづらく、楽観視できない状況にあります。

このような状況のなか、当社グループでは、既存事業の収益改善により企業基盤の強化を図るとともに、高付加価値製品を安定的に生産できる体制を整え、国内外での拡販に注力してまいります。また、全社的に業務改善活動を推進することにより、技術力・開発力を向上させ、新製品の市場への提供を迅速化するほか、業務を効率化し収益を確保できる体制を構築します。さらに、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化することで、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性向上を図ってまいります。

当社グループは、「もの創りを通して広く社会の発展に貢献します」という経営理念のもと、引き続き企業の社会的責任を果たしてまいります。環境負荷低減に向けた活動や安全操業の徹底に加え、事業継続のためのリスク管理体制の高度化を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第141期 (24. 4. 1 ～25. 3. 31)	第142期 (25. 4. 1 ～26. 3. 31)	第143期 (26. 4. 1 ～27. 3. 31)	第144期(当期) (27. 4. 1 ～28. 3. 31)
売 上 高(百万円)	28,477	30,642	30,284	27,884
経 常 利 益(百万円)	△ 337	390	285	376
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	△ 793	215	318	97
1株当たり当期純利益金額(円)	△ 21.28	5.79	8.53	2.61
総 資 産(百万円)	34,227	35,823	36,024	31,361
純 資 産(百万円)	12,378	13,234	15,114	13,457

- (注) 1. △印は損失を示します。  
 2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。  
 3. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除)により算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

①親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

②重要な子会社および関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
( 連 結 子 会 社 )			
日新理化株式会社	190百万円	100.0%	可塑剤、界面活性剤、脂肪酸等の製造
アルベス株式会社	30百万円	100.0%	業務用洗剤等の製造・販売、化学製品等の仕入販売
日東化成工業株式会社	145百万円	55.0%	金属石鹸、塩化ビニル用安定剤等の製造・販売
NJC Korea Co., Ltd.	1,000百万ウォン	100.0%	化学品の販売
( 持 分 法 適 用 会 社 )			
Emery Oleochemicals Rika (M) Sdn.Bhd.	百万 109マレーシア リンギット	% 25.0	高級アルコールの製造
台湾新日化股份有限公司	484百万台湾元	43.7%	界面活性剤の製造

(注) 当連結会計年度末における連結子会社は上記4社、持分法適用会社は4社であります。

(7) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

化学製品事業	脂肪酸、グリセリン、高級アルコール、不飽和アルコール、界面活性剤、可塑剤、酸無水物、樹脂添加剤、電子材料製品の製造および販売
その他事業	業務用洗剤、油剤の製造および販売、化学製品ほかの仕入販売、保険代理業務

(8) 主要な営業所および工場 (平成28年3月31日現在)

新日本理化株式会社	大阪本社	大阪 中央区
	東京支社	東京都 中央区
	京都工場	京都市 伏見区
	徳島工場	徳島県 徳島市
	川崎工場	川崎市 川崎区
	堺工場	堺市 西区
日新理化株式会社	本社	千葉県 市原市
アルベス株式会社	本社	大阪 中央区
日東化成工業株式会社	本社	横浜 緑区

(9) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
434名	21名減

(注) 従業員数は就業人員数であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
336名	15名減	40.10歳	16.00年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 他社から当社への出向者については、平均年齢および平均勤続年数の計算に含めておりません。

(10) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	3,809 (百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,165
株式会社西日本シティ銀行	930
株式会社池田泉州銀行	867
株式会社三井住友銀行	645
株式会社日本政策投資銀行	599

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 38,008,906株（うち自己株式721,122株）  
(3) 株 主 数 7,292名  
(4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数(株)	持株比率(%)
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,861,533	4.99
株 式 会 社 西 日 本 シ テ イ 銀 行	1,633,300	4.38
フ ク ダ 電 子 株 式 会 社	1,199,000	3.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,188,400	3.19
三井住友海上火災保険株式会社	941,600	2.53
日 油 株 式 会 社	922,875	2.48
野 村 貿 易 株 式 会 社	850,100	2.28
豊 田 通 商 株 式 会 社	790,000	2.12
東 洋 テ ッ ク 株 式 会 社	738,000	1.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	711,100	1.91

- (注) 1. 当社は自己株式721,122株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。  
2. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

氏名	会社における地位および担当または重要な兼職の状況
藤本 万太郎	代表取締役社長
原 健二	代表取締役 常務取締役
林 豊	常務取締役
状家 美香	取締役 海外事業推進本部長・海外事業推進部長
加藤 慎治	取締役 生産本部長
藤牧 慎一	取締役 企画本部長・経営企画部長
石野 淳	取締役 管理本部長
芹田 俊雄	取締役 日東化成工業株式会社代表取締役社長
岡 正司	取締役 技術本部長
村永 次郎	取締役
寺澤 静男	常勤監査役
桜井 博文	常勤監査役
織田 貴昭	監査役 弁護士 株式会社ダスキン社外監査役

- (注) 1. 取締役村永次郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役桜井博文氏および織田貴昭氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役桜井博文氏は、金融機関および財務部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 平成27年6月26日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって、取締役寺澤静男氏は辞任により退任いたしました。なお、同氏は、平成27年6月26日開催の第143回定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。
6. 平成27年6月26日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって、監査役村永次郎氏は辞任により退任いたしました。なお、同氏は、平成27年6月26日開催の第143回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。

7. 当事業年度における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
原 健 二	代表取締役 常務取締役 樹脂添加剤事業部担当	代表取締役 常務取締役	平成27年7月1日
加 藤 慎 治	取締役 日新理化株式会社 代表取締役社長	取締役	平成27年5月28日
	取締役	取締役 生産本部長	平成27年6月26日

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	11名	161百万円（うち社外取締役1名11百万円）
監 査 役	5名	33百万円（うち社外監査役3名17百万円）
合 計	16名	194百万円（うち社外役員 4名28百万円）

- (注) 1. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成7年6月29日開催の第123回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額200万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、監査役の報酬限度額は月額400万円以内とご承認いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は10名（うち社外取締役1名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。上記の取締役および監査役の支給人員と相違しておりますのは、無報酬の取締役1名が存在していること、ならびに平成27年6月26日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役2名が含まれているためであります。
4. 当社は、平成19年6月28日開催の第135回定時株主総会終結の時をもって、取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止し、当該事業年度末時点の取締役および監査役に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を退任時に支給することを決議いたしております。
- これに基づき、当事業年度中に退任した監査役1名に対し400万円の退職慰労金を支給しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①取締役 村永次郎氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度において、平成27年6月26日に監査役を退任するまでに開催された取締役会4回および監査役会4回のすべてに出席いたしました。また、平成27年6月26日に取締役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、適宜取締役の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

#### ②監査役 桜井博文氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

平成27年6月26日に監査役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会10回のすべてに出席し、適宜取締役の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

#### ③監査役 織田貴昭氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
監査役織田貴昭氏は、株式会社ダスキンの社外監査役であります。当社と兼職先との間に重要な取引関係はありません。

#### イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回のうち13回に出席し、また当事業年度に開催された監査役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

- ・ 社員の過失による虚偽証明
- ・ 監査法人の運営が著しく不当

6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役、使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 法令、定款および社内規程の遵守ならびに社会規範の尊重に関する行動規範「NJCコンプライアンス」を定めるとともに、これを文書化したガイドラインを当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役および従業員に配布し、企業倫理の周知および浸透を図る。
- 2) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループにおけるコンプライアンス体制の評価および改善策の検討を行う。
- 3) コンプライアンス上疑義のある行為については、従業員が直接に情報提供できる内部通報窓口を設置し、問題の早期発見および是正に努める。
- 4) 反社会的勢力と一切の関係を持たず、不当要求に対しては当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報は、規定類および文書管理規程、秘密情報管理規程、電子情報管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存・管理する。
- 2) 内部監査部門による各部門への定期的な内部監査を通じて、これらの情報の保存・管理状況を把握し、必要に応じて改善措置を講じる。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 不良債権等の発生を防止するための与信限度管理規程、工場における安全操業を維持するための安全衛生管理規程および安全審査規程、ならびに自然災害・事故等の被害を最小限に抑制するための危機管理規程等の社内規程を定めるとともに、各部門において各種損失の危険のチェック・教育・訓練体制を整備することにより、当社グループにおける損失の危険を予防もしくは回避する。
- 2) 不測の事態が発生した場合には、損害の拡大を防止し、損失を最小限に止めるため、必要に応じて社長または担当取締役を本部長とする対策本部を立ち上げ、適切かつ迅速に対応する体制を確保する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社および当社グループ全体に影響のある重要事項については、取締役会、経営会議等における多面的な検討を経て、慎重に審議・決定する。
- 2) 市場競争力の強化を図るために、中期経営計画および年次経営計画を策定し、経営目標を明確化するとともに、それに基づく業績管理を行う。

### 5. 当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社グループ全体で企業価値の向上を図るとともに社会的責任を全うするため、当社子会社の独立性を確保しつつ、関係会社管理規程等に基づき、当社グループ全体としてのコンプライアンス体制を整備する。
- 2) 関係会社管理規程に基づき、当社子会社における職務執行につき報告を求め、必要に応じて協議・指導を行うことにより、当社グループ全体の業務の適正を確保する。
- 3) 当社の経営企画部が当社子会社に関する業務を主管し、当社グループ各社の重要会議に出席し、もしくは取締役等と情報交換を行うことにより、当社グループ全体の業務の適正を確保する体制を適宜改善する。
- 4) 財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を整備・運用するとともに、適宜改善を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - 1) 監査役から監査役の職務を補助すべき使用人を置くことの要請があった場合は、然るべき適任者を選任する。
  - 2) 当該使用人の任命、評価、懲戒等については、取締役からの独立性を確保するため、監査役会の同意を必要とする体制を整備する。
  - 3) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して行うものとし、当該業務を行うにあたっては監査役の指揮・命令にのみ服する。
  
7. 監査役への報告に関する体制、および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - 1) 当社グループの取締役および従業員が、当社グループの経営、業績等に影響を及ぼす重要な事実、および法令もしくは定款に違反する行為または不正行為の事実を知った場合、監査役に速やかに報告する体制を確保する。
  - 2) 当社グループの内部通報担当部門は、当社監査役に内部通報の状況等について定期的に報告する。
  - 3) 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および従業員に周知徹底する。
  
8. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
  
9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - 1) 代表取締役は、監査役との定期的な会合の場において、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことにより、監査役との相互認識を深めるよう努める。
  - 2) 監査役は、取締役会に加えて経営会議等の重要会議に出席し必要に応じて意見を述べるほか、稟議書等の重要案件の決裁書を閲覧する。
  - 3) 内部監査部門は、監査役との連携を保つとともに、監査結果を定期的に報告する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、原則年1回開催しております。当該委員会において、事業年度毎にコンプライアンス方針を定めた上、各本部・事業部にて具体的な目標を設定し、事業年度終了後には、判明した課題等を踏まえ、当該委員会において改善策を検討しております。また、内部通報窓口として、社外取締役・常勤監査役を含む複数の窓口を設置するとともに、社内規程により、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止について定め、徹底しております。

リスク管理については、事業上のあらゆるリスクの発生を予防し、また万一発生した場合の被害を最小限に抑制するため、各種規程を整備し、これらに基づいたリスクマネジメント体制を構築しております。また、各事業所において、災害を想定した訓練を定期的に行っております。

常勤監査役は、取締役会および経営会議その他の会議に出席するほか、取締役との面談を実施し、当社グループにおける内部統制の状況を把握するとともに、必要に応じて意見を述べることで実効的な監査を行っております。また、内部監査部門として社長直属の監査室を設置し、監査役および会計監査人、社外取締役と情報交換を行うなど、積極的な連携を図っております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	<b>31,361,354</b>	<b>負 債 の 部</b>	<b>17,904,104</b>
<u>流 動 資 産</u>	<u>16,428,861</u>	<u>流 動 負 債</u>	<u>8,945,544</u>
現金及び預金	2,454,205	支払手形及び買掛金	3,726,810
受取手形及び売掛金	9,088,175	短期借入金	1,556,640
商品及び製品	2,244,086	1年内償還予定の社債	27,800
仕 掛 品	1,402,511	1年内返済予定の長期借入金	2,458,668
原材料及び貯蔵品	873,595	未払法人税等	150,848
繰延税金資産	10,886	賞与引当金	183,499
そ の 他	357,507	そ の 他	841,277
貸倒引当金	△ 2,105	<u>固 定 負 債</u>	<u>8,958,560</u>
<u>固 定 資 産</u>	<u>14,932,492</u>	社 債	211,200
(有形固定資産)	7,781,165	長期借入金	5,357,145
建物及び構築物	1,487,033	繰延税金負債	959,054
機械装置及び運搬具	2,316,036	役員退職慰労引当金	47,440
土 地	3,454,119	退職給付に係る負債	2,177,563
リ ー ス 資 産	43,780	そ の 他	206,157
建設仮勘定	296,664	<u>純 資 産 の 部</u>	<u>13,457,249</u>
そ の 他	183,531	<u>株 主 資 本</u>	<u>12,172,279</u>
(無形固定資産)	29,503	資 本 金	5,660,863
(投資その他の資産)	7,121,823	資 本 剰 余 金	4,246,655
投資有価証券	6,525,047	利 益 剰 余 金	2,435,541
長期貸付金	156,604	自 己 株 式	△ 170,780
退職給付に係る資産	212,370	その他の包括利益累計額	476,707
そ の 他	235,701	その他有価証券評価差額金	967,533
貸倒引当金	△ 7,900	為替換算調整勘定	△ 424,428
		退職給付に係る調整累計額	△ 66,397
		非支配株主持分	808,262
<b>合 計</b>	<b>31,361,354</b>	<b>合 計</b>	<b>31,361,354</b>

## 連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売 上 高		27,884,375
売 上 原 価		23,305,844
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>4,578,530</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,232,271
<b>営 業 利 益</b>		<b>346,258</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,671	
受 取 配 当 金	121,718	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	21,983	
そ の 他	33,094	185,468
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	101,365	
為 替 差 損	26,060	
そ の 他	27,835	155,261
<b>経 常 利 益</b>		<b>376,465</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	475	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,071,359	1,071,835
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	47,916	
減 損 損 失	748,901	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	76	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	7,789	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	27,380	
退 職 給 付 制 度 改 定 損	342,625	1,174,691
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>273,609</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	163,644	
法 人 税 等 調 整 額	△ 29,708	133,935
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>139,673</b>
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		42,528
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		97,145

## 貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	<b>26,440,323</b>	<b>負 債 の 部</b>	<b>15,429,456</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>14,821,174</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,850,671</b>
現金及び預金	1,803,942	電子記録債務	2,897
受取手形	211,958	買掛金	3,239,836
電子記録債権	108,736	短期借入金	1,250,000
売掛金	8,069,242	1年内返済予定の長期借入金	2,417,988
商品及び製品	2,091,282	リース債務	29,278
仕掛品	1,386,888	未払金	194,870
原材料及び貯蔵品	785,856	未払費用	409,242
前渡金	6,692	未払法人税等	120,540
前払費用	74,299	前受金	2,631
その他	284,273	預り金	39,386
貸倒引当金	△ 2,000	賞与引当金	144,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,619,149</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>7,578,785</b>
(有形固定資産)	4,478,624	長期借入金	5,190,529
建物	809,246	リース債務	22,719
構築物	134,664	繰延税金負債	435,059
機械及び装置	2,060,563	退職給付引当金	1,749,907
車両運搬具	2,346	資産除去債務	13,358
工具、器具及び備品	147,759	その他	167,212
土地	989,168	<b>純 資 産 の 部</b>	<b>11,010,866</b>
リース資産	39,350	<b>株 主 資 本</b>	<b>10,066,727</b>
建設仮勘定	295,524	資本金	5,660,863
(無形固定資産)	27,213	資本剰余金	4,246,655
特許権	1,317	資本準備金	4,246,655
ソフトウェア	7,892	利益剰余金	329,989
リース資産	12,317	利益準備金	345,154
その他	5,685	その他利益剰余金	△ 15,164
(投資その他の資産)	7,113,312	繰越利益剰余金	△ 15,164
投資有価証券	3,932,268	自己株式	△ 170,780
関係会社株式	2,764,075	<b>評価・換算差額等</b>	<b>944,139</b>
長期貸付金	156,604	その他有価証券評価差額金	944,139
長期前払費用	51,379		
前払年金費用	58,827		
その他	158,058		
貸倒引当金	△ 7,900		
<b>合 計</b>	<b>26,440,323</b>	<b>合 計</b>	<b>26,440,323</b>

## 損益計算書 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売 上 高		25,110,342
売 上 原 価		21,331,231
売 上 総 利 益		3,779,111
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,556,261
営 業 利 益		222,849
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,184	
受 取 配 当 金	211,492	
そ の 他	40,348	259,025
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	93,453	
為 替 差 損	24,726	
そ の 他	54,167	172,347
経 常 利 益		309,527
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	475	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,071,359	1,071,835
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	47,165	
減 損 損 失	748,901	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	76	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	7,789	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	27,380	
退 職 給 付 制 度 改 定 損	319,415	1,150,729
税 引 前 当 期 純 利 益		230,633
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		122,635
法 人 税 等 調 整 額		18,001
当 期 純 利 益		89,997

(注) 本連結計算書類および計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月11日

新日本理化株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員  
指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 林 由佳 ㊞  
公認会計士 山本 秀男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本理化株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本理化株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月11日

新日本理化株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林	由佳	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本	秀男	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本理化株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第144期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

新日本理化株式会社 監査役会

常勤監査役	寺澤 静 男 <sup>Ⓔ</sup>
常勤監査役(社外監査役)	桜井 博文 <sup>Ⓔ</sup>
監査役(社外監査役)	織田 貴昭 <sup>Ⓔ</sup>

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、「改正会社法」といいます。）により、新たな機関設計として「監査等委員会設置会社」が創設されました。当社は、取締役会の監査・監督機能およびコーポレート・ガバナンス体制を一層強化することで、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、変更案第10条（単元未満株式の買増し）を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。
- (3) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第32条（社外取締役との責任限定契約）に所要の変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他上記の各変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更の効力は、本総会終結の時をもって生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) (条文省略)</li> <li>(2) (条文省略)</li> <li>(3) (条文省略)</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第<u>10</u>条～第<u>19</u>条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> </ol> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) (現行どおり)</li> <li>(2) (現行どおり)</li> <li>(3) (現行どおり)</li> <li>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></li> </ol> <p style="text-align: center;"><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第<u>10</u>条 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第<u>11</u>条～第<u>20</u>条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第20条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略) (新設)</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第21条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。 ② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名とする。</u></p> <p>(選任方法) 第22条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり) ④ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期) 第23条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名して、当会社に保存する。</p>	<p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第30条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名して、当会社に保存する。</p>
<p>第29条～第30条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第31条～第32条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、700万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(員数)</p> <p>第33条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第34条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(非業務執行取締役との責任限定契約)</p> <p>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の権限)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>補欠監査役の選任</u>)</p> <p><u>第36条</u> 当社は、法令または本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</p> <p>② <u>補欠監査役の選任方法は第34条第2項を準用する。</u></p> <p>③ <u>補欠監査役の選任にかかわる決議の効力は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p><u>第37条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p><u>第38条</u> 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p><u>第39条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p><u>第36条</u> 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p><u>第37条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p><u>第38条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会議事録)</p> <p>第40条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名して、当会社に保存する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第41条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第43条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、700万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第44条～第45条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第46条～第49条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会議事録)</p> <p>第39条 監査等委員会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名して、当会社に保存する。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第40条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第43条～第46条 (現行どおり)</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（10名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会における機動的な意思決定を可能とするため6名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	藤本万太郎 (昭和28年1月2日生)	昭和50年4月 当社入社 平成10年6月 当社オレオ販売部長 平成14年6月 当社経営企画部長 平成14年10月 当社管理本部長 平成15年6月 当社取締役管理本部長 平成15年7月 当社取締役総合企画本部長兼管理本部長 平成16年6月 当社代表取締役社長（現任）	104,737株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            当社入社以来、営業、経営企画などの業務に携わり、さらに管理本部長、総合企画本部長を経て、平成16年から社長を務めております。当社での豊富な業務経験、当社の経営全般および当社の属する化学業界に関する深い知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	ふじ まき しん いち <b>藤 牧 慎 一</b> (昭和30年6月26日生)	昭和54年4月 ㈱大和銀行(現㈱りそな銀行) 入行 平成15年3月 同行法人部国際業務室次長 平成18年4月 当社入社 平成18年12月 当社事業戦略推進室長 平成19年7月 当社経営企画部長 平成22年4月 当社業務本部長 平成23年6月 当社取締役業務本部長 平成26年4月 当社取締役企画本部長兼経営企画部長 平成28年4月 当社取締役企画本部長(現任)	15,045株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社入社以来、経営企画、購買などの業務に携わり、さらに取締役として業務本部長、企画本部長を歴任するなど、当社での豊富な業務経験を有しているほか、海外事業に関する知見も豊富であることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	いし の じゅん <b>石 野 淳</b> (昭和29年7月29日生)	昭和52年4月 当社入社 平成10年6月 当社経理部長 平成15年7月 当社経営企画部長 平成17年4月 当社化成品営業部長 平成22年4月 当社経営企画部長 平成23年6月 当社財務本部長 平成24年6月 当社取締役財務本部長 平成25年4月 当社取締役管理本部長(現任)	17,733株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社入社以来、財務、経営企画、営業などの業務に携わり、さらに取締役として財務本部長、管理本部長を歴任するなど、当社での豊富な業務経験と当社の経営に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	※ かわ はら やす ゆき <b>川原 康行</b> (昭和42年10月1日生)	平成4年4月 当社入社 平成24年6月 当社技術開発部長 平成26年4月 当社執行役員機能性化学品事業部長 平成28年4月 当社執行役員機能化学品事業部長 (現任)	9,943株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社入社以来、主に研究開発の業務に携わり、さらに平成26年から執行役員として当社経営を補佐、分担するほか、担当事業部の営業・研究を統括する立場としてその運営を担っております。当社の技術に関する深い知見を、新製品の開発戦略に活かすことができると判断し、新任の取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

また、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	※ てら ざわ しず お <b>寺 澤 静 男</b> (昭和29年1月24日生)	昭和51年4月 当社入社 平成14年4月 当社オレオ販売部長 平成15年7月 当社堺工場長 平成17年4月 当社技術開発部長 平成17年7月 当社研究開発本部長 平成18年6月 当社取締役研究開発本部長 平成19年6月 当社取締役生産本部長兼研究開発本部長 平成19年7月 当社取締役生産本部長 平成27年6月 当社監査役(常勤)(現任)	52,860株
<b>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</b> 当社入社以来、営業、生産、研究などの業務に携わり、さらに取締役として研究開発本部長、生産本部長を歴任するなど、当社での豊富な業務経験と当社の経営に関する幅広い知見を有していることから、監査等委員である取締役として経営の監督機能強化を担うことができると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	※ さくら い ひろ ふみ <b>桜井博文</b> (昭和30年9月25日生)	昭和53年4月 ㈱大和銀行(現㈱りそな銀行) 入行 平成8年4月 同行千里北支店長 平成19年6月 同行京都・滋賀営業本部地域営業本部長 平成21年7月 大塚化学㈱内部監査室長 平成22年7月 同社総務部長 平成24年10月 同社経理部長 平成27年6月 当社社外監査役(常勤) (現任)	0株
<b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b> 金融機関における長年の経験と企業での財務部門における財務および会計に関する専門的知識に基づき、これまで社外監査役として有益なご意見をいただいております。今後は監査等委員である社外取締役として、当社経営の監督機能強化に寄与いただくため、選任をお願いするものであります。なお、過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			
3	※ おだ たか あき <b>織田貴昭</b> (昭和37年5月31日生)	昭和63年4月 弁護士登録 三宅合同法律事務所(現弁護士法人三宅法律事務所) 入所(現任) 平成23年6月 当社社外監査役(現任) 平成26年6月 ㈱ダスキン社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ダスキン社外監査役	0株
<b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b> 弁護士として企業法務に精通し、その専門的知識・経験に基づき、これまで社外監査役として有益なご意見をいただいております。今後は監査等委員である社外取締役として、当社経営の監督機能強化に寄与いただくため、選任をお願いするものであります。なお、過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 桜井博文氏および織田貴昭氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、桜井博文氏および織田貴昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。

5. 織田貴昭氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

また、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
むらながじろう <b>村永次郎</b> (昭和28年3月15日生)	昭和50年3月 陸上自衛隊入隊 平成6年3月 陸上自衛隊第3師団第1部長 平成15年12月 陸上自衛隊第12旅団第13普通科連隊長 兼松本駐屯地司令 平成19年3月 防衛大学校教授 平成22年4月 学校法人武庫川学院丹嶺学苑研修センター館長 平成24年6月 当社社外監査役 平成27年6月 当社社外取締役(現任)	0株
<b>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b> 大学校教授としての経験と見識に基づき、経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定に参画いただくことで、当社経営の監督機能強化に寄与いただくため、選任をお願いするものであります。なお、過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 村永次郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 村永次郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
 3. 村永次郎氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成7年6月29日開催の第123回定時株主総会において、月額20百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とご決議いただき今日に至っております。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、これを廃止した上で改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額180百万円以内とさせていただきたいと存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたいたしと存じます。

なお、現在の取締役の員数は10名であります。第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名となります。

本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものとします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額48百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として生じるものとします。

以 上

## 「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権の行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、E Z w e b、Y a h o o !ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まではお取り扱いを休止いたします。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「E Z w e b」はKDDI(株)、「Y a h o o !」は米国Y a h o o ! I n c . の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、p r o x yサーバーをご利用の場合、T L S暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、E Z w e b、Y a h o o !ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、T L S暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月28日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。  
なお、ご不明な点等がございましたら後記のヘルプデスクまでお問い合わせください。

## 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使ウェブサイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (4) パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関する電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

## 3. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、スマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォンまたは携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027

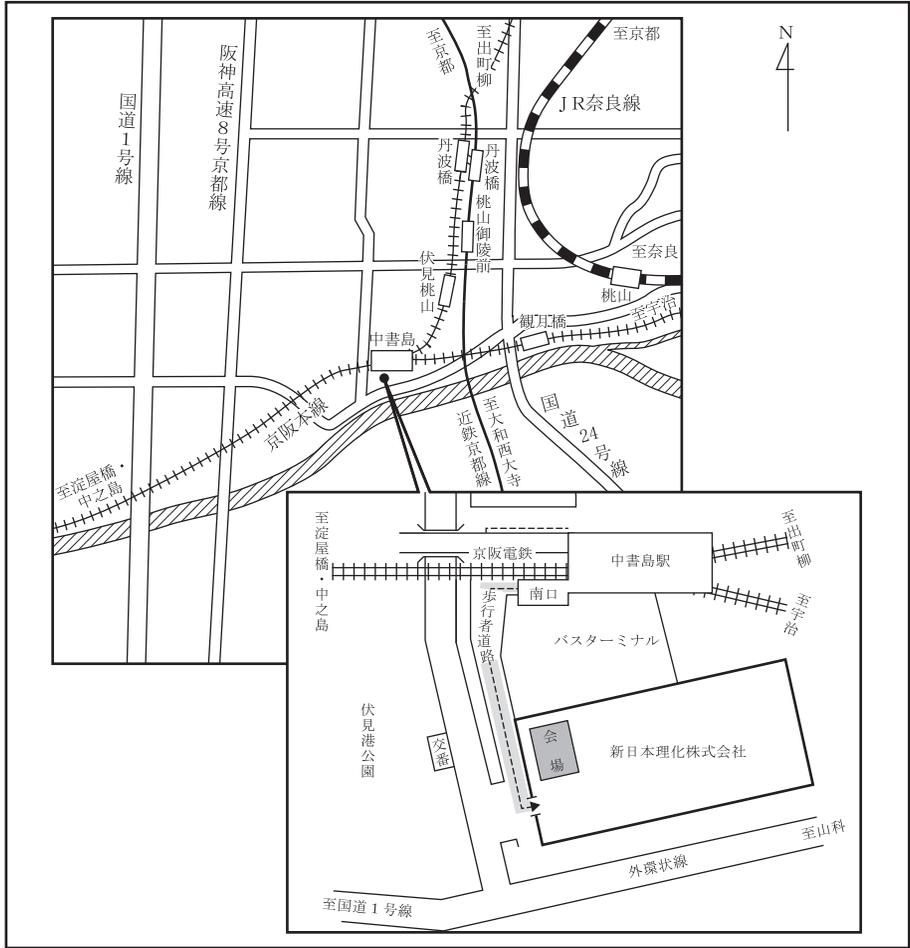
（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）







# 株主総会会場ご案内図



京阪電鉄中書島駅（特急停車）より徒歩約5分  
駐車スペースがございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。